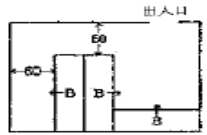


この解説には、以下のものが含まれています。

- ◎船舶設備規程(昭和9年2月1日通信省令第6号)
- ◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)
- ◎船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)
- ◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)
- ◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)
- ◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)
- ◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)
- ◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)
- ◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)
- ◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)
- ◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)
- ◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告 示	解 説																								
第97条	<p>第3章 旅客ニ関スル設備</p> <p>船舶ハ左表ノ区分ニ依リ其ノ搭載スル旅客(甲板旅客ヲ除ク)ニ対シ同表ニ掲グル客席ヲ設クベシ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>航行区域</th> <th>航行予定時間</th> <th>客席</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠洋</td> <td>—</td> <td>寝台</td> </tr> <tr> <td>近海</td> <td>—</td> <td>寝台又ハ坐席</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">沿海及平水</td> <td>2 4時間以上</td> <td>寝台又ハ坐席</td> </tr> <tr> <td>1. 5時間以上2 4時間未満</td> <td>寝台、坐席又ハ椅子席</td> </tr> <tr> <td>1. 5時間未満</td> <td>寝台、坐席、椅子席又ハ立席</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 沿海以下ノ航行区域ニシテ航行予定時間3時間未満ノ航路ニ於テ臨時ニ搭載スル遊覧其ノ他ノ団体旅客ニ対スル客席ハ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ全部又ハ一部ヲ立席ト為スコトヲ得</p> <p>3 前2項ノ規定ニ拘ラズ水中翼船ノ客席ハ寝台、座席及立席ト為スコトヲ得ズ</p> <p>4 第1項及第2項ノ規定ニ拘ラズ高速旅客船(左表ノ区分ニ依リ其ノ最強速力ガ同表ニ掲グル値以上ノ旅客船ニシテ水中翼船ニ該当セザルモノヲ謂フ以下同ジ)ノ客席ハ寝台、座席及立席ト為スコトヲ得ズ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総トン数</th> <th>最強速力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20トン以上50トン未満</td> <td>25ノット</td> </tr> <tr> <td>50トン以上100トン未満</td> <td>30ノット</td> </tr> <tr> <td>100トン以上800トン未満</td> <td>35ノット</td> </tr> </tbody> </table>	航行区域	航行予定時間	客席	遠洋	—	寝台	近海	—	寝台又ハ坐席	沿海及平水	2 4時間以上	寝台又ハ坐席	1. 5時間以上2 4時間未満	寝台、坐席又ハ椅子席	1. 5時間未満	寝台、坐席、椅子席又ハ立席	総トン数	最強速力	20トン以上50トン未満	25ノット	50トン以上100トン未満	30ノット	100トン以上800トン未満	35ノット		第3章 旅客ニ関スル設備
航行区域	航行予定時間	客席																									
遠洋	—	寝台																									
近海	—	寝台又ハ坐席																									
沿海及平水	2 4時間以上	寝台又ハ坐席																									
	1. 5時間以上2 4時間未満	寝台、坐席又ハ椅子席																									
	1. 5時間未満	寝台、坐席、椅子席又ハ立席																									
総トン数	最強速力																										
20トン以上50トン未満	25ノット																										
50トン以上100トン未満	30ノット																										
100トン以上800トン未満	35ノット																										
第98条	<p>寝台ハ長サ1 8 0センチメートル以上幅6 0センチメートル以上ノモノトシ左ノ各号ノ規定ニ依リ配置スベシ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>床面ヨリ寝台ノ上面迄ノ高サハ3 0センチメートル以上ト為スベシ</li> <li>寝台上ニハ其ノ上面ヨリノ高サ7 5センチメートル以上ノ空間ヲ存スベシ</li> <li>寝台ノ少クトモ1側ハ出入口ニ通ズル空所又ハ通路ニ直接面スルコトヲ要ス</li> </ol> <p>2 坐席ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ配置スベシ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>床面ヨリ坐席ノ上面迄ノ高サハ1 0センチメートル以上ト為スベシ但シ通路ヲ設ケザル旅客室ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ</li> <li>坐席上ニハ高サ1 7 0センチメートル以上ノ空間ヲ存スベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</li> <li>通路ヨリ着席箇所ニ至ル距離ガ3. 7メートル以内トナル様為スベシ</li> <li>浸水ニ依リ浮上セザル様成ルベク固定スベシ</li> </ol> <p>3 椅子席ハ奥行4 0センチメートル以上ノ腰掛、適当ナル背当及肘掛ヨ</p>		<p>(寝台の規格)</p> <p>98.1(a) 寝台の上面は、マット又は畳の上面とし、寝具は考慮しないこと。          (b) 寝台は、側面から他の者を乗り越えることなく出入口に達するよう配置されていること。(図 98.1&lt;1&gt;参照)</p>  <p>図 98.1&lt;1&gt;</p> <p>(座席の規格)</p> <p>98.2(a) 座席の上面は、畳、じゅうたんその他固定の敷物の上面とすること。          (b) クリア・ハイトを170cm未満とすることができるのは、例えば、次のような場合とする。</p>																								

リ成ルモノト為シ且左ノ各号ノ規定ニ依リ配置スベシ但シ航行予定時間3時間未満ノ航路ニ於テ搭載スル旅客ヲ収容スル椅子席ニ付テハ管海官庁ノ適当ト認ムル所ニ依ル

- 1 腰掛ノ前面ニハ距離30センチメートル以上ニ至ル迄ノ空間ヲ存スベシ
- 2 通路ヨリ着席箇所ニ至ル距離ガ2メートル以内トナリ様為スベシ
- 3 船舶ノ傾斜ニ依リ移動セザル様為スベシ

4 水中翼船ノ椅子席ニハ前項ニ規定スルモノノ外衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ拘束力ヲ保持スルベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノヲ備ヅベシ

5 高速旅客船ノ椅子席ニハ第3項ニ規定スルモノノ外衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ旅客ガ椅子席ノ前方ニ移動スル事ヲ防止スル為ノベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノヲ備フベシ

- (1) 救命胴衣格納箱、通風ダクトその他部分的な障害物のある部分
- (2) 高さを180cm未満に緩和された旅客室のすべての部分。この場合において、クリア・ハイトは、できる限り大きくすること。
- (3) 船尾斜曲の場所のように座席面積を広げるために一部の床を持ち上げた場合(図98.2<1>参照)。この場合においては、次に掲げるところによること。また、クリア・ハイトを170cm未満とした当該座席の部分のいずれの部分についても、クリア・ハイトが170cm以上の部分から、軽減された高さの2倍の距離以内であること。
  - (i) 座席上のクリア・ハイトは、1.3m以上であること。
  - (ii) 定員は、各段独立に計算すること。
  - (iii) 長さ又は幅60cm未満の部分は、座席となっていないこと。

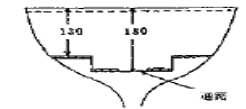


図 98.2<1>

(椅子席の規格)

98.3(a) 椅子席の寸法の測り方については、図98.3<1>によること。

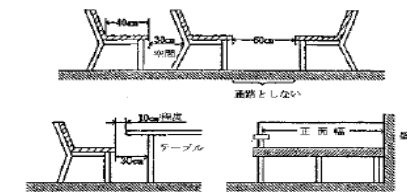


図 98.3<1>

- (b) 長椅子には、両端にひじ掛があればよい。また、壁面と接する部分にはひじ掛を要しない。
- (c) 傾斜により移動しないためには、上方に引抜き可能なような取付けであっても差し支えない。


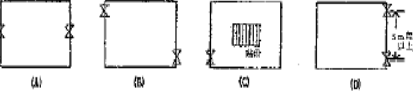
(水中翼船の椅子席のシートベルト)

98.4(a) 「衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ拘束力ヲ保持スルベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノ」とは、以下の要件のいずれも満足するベルトとし、不明な場合については本局首席海事技術専門官(船舶検査官)まで伺い出ること。

- (1) 緊急ロック式巻取装置を備えたベルト又は一動作で迅速に締付ができるベルト。
- (2) 当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動する事を防止するためのベルト。いわゆる2点式ベルト。  
又は、当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するためのベルト。いわゆる3点式ベルト。
- (3) 自働車又は航空機での使用を想定して製造されたものであること。

98.5(a) 「衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ旅客ガ椅子席ノ前方ニ移動スル事ヲ防止スル為ノベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノ」とは、以下の要件のいずれも満足するベルトとし、不明な場合については本局首席海事技術専門官(船舶検査官)まで伺い出ること。

- (1) 当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止するためのベルト。いわゆる2点式ベルト。  
又は、当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するためのベ

			ルト。いわゆる3点式ベルト。 (2) 自働車又は航空機での使用を想定して製造されたものであること。
第99条	旅客室ニハ採光通風ノ為相当ノ窓ヲ設クベシ但シ管海官庁ニ於テ照明装置及通風装置ヲ考慮シテ差支ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ		
第100条	<p>旅客室ニハ出入口ヲ設クベシ</p> <p>2 定員13人以上ノ旅客室ニ設クル出入口ハ2箇以上ト為シ且之ヲ左ノ各号ノ規定ニ依リ配置スベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>1 可能ナル限り離レタル箇所ニ配置スベシ</p> <p>2 出入口ノ全テヲ何レカ片方ノ舷ノ暴露部ニ設クルコトヲ得ズ</p> <p>3 旅客室ノ通常使用スル出入口ハ左ノ各号ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ要ス</p> <p>1 幅(2箇以上設クル場合ニ在リテハ其ノ合計幅)ハ当該旅客室ノ定員1人ニ付1センチメートルノ割合ニ依ル幅以上ト為スベシ此ノ場合ニ於テ如何ナル出入口モ其ノ幅60センチメートル未満ト為スコトヲ得ズ</p> <p>2 雨浪ノ直接侵入セザル配置又ハ装置ト為スベシ</p> <p>4 旅客室ニ左ノ各号ニ適合スル非常出入口ヲ設クルトキハ第2項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同項ノ箇數ニ算入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ定員50人未満ノ旅客室ニ設クル非常出入口ニ付テハ管海官庁適当ト認ムル程度迄第1号及第2号ノ規定ノ適用ヲ斟酌スルコトヲ得</p> <p>1 幅60センチメートル以上ト為スコト</p> <p>2 何レノ側ヨリモ1人ニテ容易ニ開キ得ル装置ト為スコト</p> <p>3 室内ノ旅客ガ常ニ容易ニ認メ得ル様其ノ所在ヲ示スベキ標示ヲ為スコト</p>		<p>(旅客室の出入口)</p> <p>100.1(a) 出入口の内側は旅客室内の通路に直接通じ(通路のない旅客室を除く。)、外側は原則として廊下、露天場所等に直接通じていること。</p> <p>(b) 出入口が他の旅客室のみに通じているものは、火災(煙を含む。)の発生の際の脱出見地から好ましい配置ではない。やむを得ない場合は、定員13人未満の旅客室であっても他の場所に通じる非常出入口をできる限り設けるよう指導すること。</p> <p>(c) 甲板等に設ける旅客室(図100.1&lt;1&gt;のa)において、階段を上りつめた場所に普通の出入口がない場合は、階段の上端幅(b)を出入口とみなす。したがって、その幅は、階段の幅と一致する。この場合においては、上下室共通の出入口(D1及びD2)の合計幅は、a室及びb室の定員の合計以上の数に見合うものであること。また、他の類似の場合についても、本例にならうこと。</p> <p>(d) 水中翼船にあっては、旅客の定員が13人を超える場合には、できる限り2の出入口が設けられていること。ただし、定員が50人未満の場合にあっては、うち1の出入口を非常口として差し支えない。</p>  <p>図100.1&lt;1&gt;</p> <p>100.2(a) 出入口を2とする場合の当該出入口の配置については、図100.2&lt;1&gt;の(A)及び(B)が最も望ましく、(D)が最も望ましくない。また、(C)はこれらの中間である。</p>  <p>図100.2&lt;1&gt;</p> <p>(b) 出入口を1個のみとすることを認める場合(水中翼船にあっては、やむを得ない場合を除いて認めないこと。)にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる事項を条件とすること。</p> <p>(1) 出入口が次に掲げる配置であること。</p> <p>(i) 出入口は、船体中心線上船首尾方向に配置されていること。</p> <p>(ii) 出入口の外が火煙で閉塞されるおそれのない配置であること。このためには、売店等が設置されておらず、また、木材の使用が極力制限されていること。</p> <p>(iii) 出入口を出た者が直ちに左右いずれの舷にも達し得るように配置されていること。</p> <p>(iv) 旅客室内の各場所から出入口までの距離は、7m未満であること。</p> <p>(2) 旅客室が次の船舶に設けられていること。</p> <p>(i) 国際航海に従事する旅客船</p> <p>(ii) 長さ79m以上のカーフェリーであつて、区画可浸要件として2区画可浸要件を満足しており、公室等の内部及びその入口付近に適当な防火対策(少なくとも船舶防火構造規則第3章の規定に適合すること。)が講じられたものであること。</p>

			<p>(iii) その他、区画可浸要件及び防火対策を考慮して、(i)又は(ii)と同等以上であると認められるもの。</p> <p>100.3(a) 出入口の幅は、戸を備える場合は戸を完全に開放した場合の最も狭い空間の幅とすること。</p> <p>(b) 直接雨浪の浸入しない装置又は配置とは、次に掲げる場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出入口が船楼、甲板室等の中に開く場合(ドアはなくても差し支えない。)</li> <li>(2) コンパニオンを備える場合</li> <li>(3) 開放場所に開く出入口の外部上方にボート・デッキその他の甲板又は適当なひさしの役を果すものがかぶさっている場合</li> <li>(4) 出入口上端から 45°に引いた線の範囲内に客席を設けない場合(図 100.3&lt;1&gt;参照)。ただし、この配置は、望ましくはないため、やむを得ない場合に限ること。</li> </ol>  <p>図 100.3&lt;1&gt;</p> <p>100.4(a) 定員 50 人未満の旅客室(水中翼船に設けられている旅客室を除く。)については、やむを得ない場合には、非常出入口として、次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものを設けることとして差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高さ 75cm×幅 60cm 以上の開閉窓(容易に脱出できる位置にあること。)</li> <li>(2) ハッチを有する寸法 50cm×50cm 以上の脱出口(階段を有し容易に脱出できること。)</li> </ol>
<p>第 100 条 ノ 2</p>	<p>前条ノ出入口ガ床面ヨリ相当高位ニ設ケラルル旅客室ニハ当該出入口ニ通ズル階段ヲ左ノ各号ノ規定ニ依リ備フベシ但シ非常出入口ニ備フル階段ニ付テハ管海官庁適当ト認ムル程度迄第 3 号及第 4 号ノ規定ノ適用ヲ斟酌スルコトヲ得</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 幅ハ当該出入口ノ幅以上ト為スベシ</li> <li>2 成ルベク船舶ノ前後ノ方向ニ配置スベシ</li> <li>3 甲板ト 4 5 度以内ノ角度ニ据附クベシ</li> <li>4 柵欄ヲ附シ且後面ニ板ヲ張ルベシ</li> </ol> <p>2 回り階段其ノ他昇降シ難キ階段又ハ上部若ハ下部ノ附近ニ障害物アル階段ニ付前項第 1 号ノ規定ヲ適用スルニ当リテハ管海官庁ノ適当ト認ムル實際ヨリ狭キ幅ヲ以テ同号ノ幅ト看做ス</p> <p>3 第 1 項ノ規定ニ拘ラズ定員 50 人未満ノ旅客室ニ設ケル非常出入口ニ付テハ管海官庁ノ見込ニ依リ梯子ヲ以テ階段ニ代用スルコトヲ得</p>		<p>(階段)</p> <p>100-2.1(a) 旅客室床面と脱出甲板の高さが 60cm 未満の場合には、本条の規定は適用しない。したがって、階段の傾斜は、45°以上として差し支えない。</p> <p>(b) 階段上端の踊場の脱出方向の距離(d)は、階段の幅以上 2.4m 以下であること。明確な踊場のない場合(図 100-2.1&lt;1&gt;)にあつては、階段の幅でこの距離にわたる部分が客席となっていないこと。</p>  <p>図 100-2.1&lt;1&gt;</p> <p>(c) 階段幅(b)は、ハンド・レールの内側を測ること。(図 100-2.1&lt;2&gt;参照)</p>  <p>図 100-2.1&lt;2&gt;</p> <p>(d) 階段囲壁には、柵欄に代えてストーム・レールを適当な高さに設けることとして差し支えない。この場合において、その壁面からの突出は、8cm 以上であること。(図 100-2.1&lt;3&gt;参照)</p> <p>(e) 幅 2m 以上の階段には、中央部に手すり設けられていること。</p>

			 <p>図 100-2.1&lt;3&gt;</p> <p>100-2.3(a) 100.4(a)(2)の脱出口については、はしごを階段に代用することとして差し支えない。</p>									
<p>第101条</p>	<p>近海以上ノ航行区域ヲ有スル船舶ノ上甲板下ニ於ケル雑居客室ニハ通風管ヲ旅客甲板毎ニ各別ニ設ケ其ノ截面積ハ旅客定員1人ニ付出口入口トモ各16平方センチメートルノ割合ヲ以テ之ヲ定ムベシ但シ機関室ノ両側ニ於ケル雑居客室ニ於テハ通風管ノ截面積ハ21平方センチメートルノ割合ト為スベシ</p> <p>2 屈曲セル通風管ヲ用ウルトキハ其ノ截面ヲ屈曲ノ度ニ応ジ各屈曲ニ対シ前項ノ截面ノ100分ノ5乃至10ヲ増スベシ又屈折セル通風管ヲ用ウルトキハ其ノ截面ヲ各屈折ニ対シ屈折ノ度ニ応ジ100分ノ16乃至36ヲ増スベシ</p> <p>3 船楼内又ハ甲板室内ニ在ル上甲板口ヲ通ジ雑居客室ニ通風シ得ル場合、機械的通風ノ装置アル場合、雑居客室内ノ容積ニ余剰アル場合又ハ雑居客室ト他室トノ空気ノ流通シ得ル場合ニ於テハ管海官庁ノ見込ニ依リ通風管ノ截面ヲ適当ニ減少スルコトヲ得</p>		<p>(屈曲又は屈折した通風管)</p> <p>101.2(a) 屈曲又は屈折した通風管の断面増加率は、各屈曲又は屈折に対し表 101.2&lt;1&gt;のとおりとすること。</p> <p>表 101.2&lt;1&gt;</p> <table border="1" data-bbox="2136 556 2864 651"> <thead> <tr> <th>屈曲又は屈折の角度</th> <th>屈曲通風管</th> <th>屈折通風管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30°以上 60°未満</td> <td>5/100</td> <td>16/100</td> </tr> <tr> <td>60°以上 90°未満</td> <td>10/100</td> <td>36/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 屈曲内半径(r)が通風管の径(d)より小さいときは、屈折したものとして取り扱うこと。(図 101.2&lt;1&gt;参照)</p>  <p>図 101.2&lt;1&gt;</p> <p>101.3(a) 船楼内又は甲板室内にある上甲板口を通じ雑居客室に通風することができる場合は、その甲板口の面積の1/5を通風管の断面に充当して差し支えない。</p> <p>(b) 雑居客室内の容積に余剰がある場合は、当該余剰容積は5人分に要する容積をもって1人分の通風管の断面に充当して差し支えない。</p>	屈曲又は屈折の角度	屈曲通風管	屈折通風管	30°以上 60°未満	5/100	16/100	60°以上 90°未満	10/100	36/100
屈曲又は屈折の角度	屈曲通風管	屈折通風管										
30°以上 60°未満	5/100	16/100										
60°以上 90°未満	10/100	36/100										
<p>第102条</p>	<p>削除</p>											
<p>第103条</p>	<p>第96条第2項ニ掲グル甲、乙又ハ丁区域ニ付左ニ掲グル荒天季節ニ於テ甲板旅客ヲ搭載スルトキハ甲板旅客逃避ノ為甲板旅客1人ニ対シ甲板面積1.1平方メートル容積2.05立方メートルノ割合ノ遮蔽場所ヲ甲板室内、船楼内又ハ甲板間ニ備フベシ但シ甲板旅客ヲ搭載スル部分ノ天幕ヲ二重ト為ストキハ管海官庁ノ見込ニ依リ之ヲ備ヘザルモ妨ナシ</p> <p>1 甲区域 4月16日ヨリ10月31日迄</p> <p>2 乙区域 5月1日ヨリ8月31日迄</p> <p>3 丁区域 6月1日ヨリ10月14日迄</p>		<p>(遮蔽場所)</p> <p>103.0(a) 甲板室内、船楼内又は甲板間の場所であって、総トン数に算入されない場所は、甲板客室に対する遮蔽場所に充当して差し支えない。</p> <p>(b) 次の区域又は航路において甲板旅客を運送する場合、甲板客室を搭載する部分の天幕が二重となっているときは、遮蔽場所が備えられていなくても差し支えない。</p> <p>(1) 甲区域</p> <p>(2) 乙区域</p> <p>(3) 丁区域のうち、黄海及び渤海並びにスワトウ(汕頭、中国広東省)香港間の航路</p>									
<p>第104条</p>	<p>旅客船ニ於テハ高サ1メートル以上ノ舷牆又ハ柵欄ヲ堅牢ニ取附クベシ但シ沿海以下ノ航行区域ヲ有スル船舶ニ在リテハ管海官庁ノ見込ニ依リ舷牆若ハ柵欄ノ高サヲ減ズルカ又ハ他ノ方法ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得</p> <p>2 柵欄ノ横棒ハ其ノ間隔23センチメートルヲ超ユルコトヲ得ズ但シ之ニ帆布若ハ網ヲ取附クルカ又ハ管海官庁ニ於テ安全ト認ムル他ノ装置ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>3 業トシテ遊漁(旅客ガ釣り等ニ依リ魚類其ノ他ノ水産動植物ヲ採捕スルコトヲ謂フ)ニ従事スル船舶(旅客船ヲ除ク)ニ於テハ手摺ノ設置等ノ旅客ノ転落ヲ防止スル適当ノ措置ヲ講ズベシ</p>		<p>104.3(a) 業として遊漁に従事する船舶とは、「遊漁船業の適正化に関する法律」(昭和63年法律第99号)第2条第2項の遊漁船をいう。ただし、同法施行前には、船舶検査証書の記載事項、操業実態等を勘案し、判断すること。</p>									
<p>第105条</p>	<p>旅客船ニハ適当ノ乗降船設備ヲ備フベシ但シ沿海以下ノ航行区域ヲ有スル船舶ニ付テハ管海官庁ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p>		<p>105.0(a) 「適当の乗降船設備」とは、国際航海に従事する旅客船にあっては附属書[11]に適合する乗降船設備とし、国際航海に従事しない旅客船にあっては附属書[11]又は日本工業規格(F2605、F2612、</p>									

			F2613、F2621、F2623等)に適合する乗降船設備とする。 (b) 「必要ナット認ムルトキ」とは、次のいずれかの場合とする。 (1) 乾舷が小さく、かつ、ボーディングランプ等を有している船舶であって、当該ボーディングランプ等により安全に乗降を行うことができる場合 (2) 出入港が特定している船舶で、当該港に適当な乗降船設備を常備している場合
第106条	熱帯地方ヲ航行スル船舶ニハ旅客及船員ニ対スル適当ノ防熱設備ヲ為スベシ		
第107条	第79条第2項各号ニ掲グル旅客ヲ搭載スル場所ニハ其ノ見易キ場所ニ客席ノ種類及定員ヲ表示シ且天幕ヲ設備スベシ		
第108条	削除		